

Ⅶ 領土・基地関係

22 竹島の領土権の早期確立等

(内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、国土交通省)

【理由】

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし、韓国はこれまで50年以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、最近では、竹島の利用に関する新法の制定など領土権の既成事実化を図ろうとしている。

また、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

加えて、全国の小学生、中学生あるいは高校生に竹島問題の理解を広めることは極めて重要であると考えている。

さらに、国境に位置する離島に人が住んでいることが他国による不法占拠の防止や領土保全につながっていることを考慮し、生活基盤確保のための特別措置が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

平成18年6月に衆参両議院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権の早期確立

竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決も含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

日韓両国政府間で行われる排他的経済水域の境界画定交渉においても、竹島の領土権の早期確立を踏まえた交渉を進めること。

2 広報普及活動

北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を例えば内閣府に設置すること。この組織を中心に、「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備などにより、国が国民への啓発活動に主体的な取組みを進めること。

3 学校教育における指導

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であり、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。

4 国境離島に対する支援

国境に位置する離島については領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

23 日本海における漁業秩序の確立

(外務省、農林水産省、水産庁、国土交通省、海上保安庁)

【理由】

新日韓漁業協定の締結により、日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが、韓国のはえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船等による重要漁場の占拠、操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに、違反操業も後を絶たず、我が国漁船は漁具被害、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化を招いている。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 操業秩序の確立

日本海における我が国排他的経済水域において、韓国はえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

2 暫定水域の資源管理等の推進

排他的経済水域の境界線が画定するまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

3 取締の拡充強化

我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。

4 漁場機能維持管理事業の継続実施

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されているため、新日韓及び新日中漁業協定関連特別基金の後継事業である漁場機能維持管理事業の予算確保と継続実施を行うこと。

24 岩国基地関連対策の推進・充実及び米軍機による低空飛行訓練の中止

(総務省、外務省、財務省、防衛省)

【理由】

基地周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには、基地に起因する米兵犯罪や航空機騒音の防止等の諸問題を改善する必要がある。

また、米軍機の低空飛行訓練による騒音や事故への不安等により、住民の平穏な生活が乱されているという現状を改善していかなければならない。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 岩国基地関連対策

岩国基地に起因する住民の様々な不安が解消されるよう、実効性ある安心・安全対策の実施等関連対策の一層の推進・充実を図ること。

(1) 米兵犯罪防止対策の強化

米軍人等による犯罪を防止するため、米軍人等への再発防止策の徹底、基地外での詳細な居住状況の把握・防犯体制の強化、さらに日米地位協定の見直し等を含めた抜本的な対策を講じること。

(2) 騒音防止その他の安心・安全対策の推進

住民生活への影響が大きい夜間、早朝の飛行訓練の全面的禁止、住宅防音工事の対象拡大など航空機騒音の軽減・防止対策や航空機事故防止対策の充実等基地に起因する諸障害の改善に向けた実効性ある安心・安全対策の確保に引き続き最大限の努力をすること。

(3) 基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について、交付資産の範囲を拡大し、固定資産税相当額を交付するとともに、国有財産台帳価格の評価替えの期間を、固定資産課税台帳価格の評価替え期間と同様の3年ごととすること。

また、調整交付金について、所要の財源措置を図ること。

2 米軍機による低空飛行訓練の中止

米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、速やかに次の措置を講じること。

(1) 米軍機の低空飛行訓練の実態を明らかにすること。

(2) 低空飛行訓練が行われぬよう措置すること。